三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市甲一〇六一から甲一〇六四まで、甲一〇六六、甲一〇六六の一、甲一一〇二から甲一一〇四まで、甲一一〇五の一、甲一一〇六から甲一一〇九まで、甲一一一一から甲一一五まで、甲一一七、甲一一一八、甲一一二一、甲一一二三、甲一一八八の一、甲一一八八の二、甲一一八九、甲一一八九の一、甲一一八九の三、甲一一八九の四、甲一一九〇(次の図に示す部分に限る。)、甲一一九一、甲一一九二の一(次の図に示す部分に限る。)、甲一一九二の二、甲一一九二の三(次の図に示す部分に限る。)、甲一一九二の四、甲一一九二の五、甲一一九三、甲一一九四、甲一一九五(次の図に示す部分に限る。)、甲一一九六、甲一一九七、甲一一九九から甲一二〇一まで、大字川治二三六五から二三六八まで、二三六九の三、二三七二の七、二三七三の三、二三七四の二、二三八〇の一、二三八一、二三八三、二四七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字北信字宮地三〇四一の一六七、三〇四一の二〇二、三〇四一の二〇三、三〇四一の二〇六、三〇四一の二〇九、三〇四一の二一一から三〇四一の二一三まで、三〇四一の二六九、三〇四一の三〇二、三〇四一の三〇三(次の図に示す部分に限る。)、三〇四一の三〇七から三〇四一の三〇九まで、三〇四一の三一三から三〇四一の三一五まで、三〇四一の三二三、三〇四一の三三〇(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮地三〇四一の二〇三、三〇四一の二〇六、三〇四一の二〇九、三〇四一の二一一、三〇四一の三〇二、三〇四一の三〇三(次の図に示す部分に限る。)、三〇四一の三〇九、三〇四一の三一三、三〇四一の三一四、三〇四一の三二三、三〇四一の三三〇(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第百四十三号

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	外国登録検査機関
ライター	寧波中盛産品検測公司 中華人民共和国浙江省寧波市柳汀街318号

寧波中盛産品検測公司の事業所及び所在地は、次のとおりである。

寧波中盛産品検測公司(中華人民共和国浙江省寧波市柳汀街318号)

○国土交通省告示第七百十号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西出川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

福井県鯖江市四方谷町

六二字正ケ谷　三番及び四番

七番から一七番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域(イに掲げる土地の区域及び平成十二年建設省告示第二千三百八十七号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。)

福井県鯖江市四方谷町

六二字正ケ谷　二番一　一号

一番一地先道路敷　四号

三番　二号

六三字明当松　二四番　三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八坂川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

福井県丹生郡越前町天王

四五字七尾山　一四番　一五番

二四番地先河川敷　一六番

二〇番　一七番

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

森山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県大野市森山

三二字宮沢　一一番　一号及び二号

八番　九号から十一号まで

九番　四号及び六号

一〇番　三号

二番一　七号及び八号

三五字落シ　七番　五号

福井県丹生郡越前町天王

四五字七尾山　一一番

二二番一及び二二番二

二三番から二五番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域(イに掲げる土地の区域を除く。)

福井県丹生郡越前町天王

一八字宮ノ前　二三番二　一号

二三番二地先国有地　二号

二四番　十二号

二四番地先河川敷　十三号及び十四号

四五字七尾山　一四番　三号から五号まで

一五番　八号

一六番　九号

一七番　十号及び十一号

一九番　七号

二〇番　六号